

## ◆eLTAXとは……

地方税の申告や届出の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです  
※税理士等が代理申告を行う場合、納税者の電子証明書は不要です



## ◆窓口へ出かける必要はありません

オフィスや自宅から簡単に手続きができます  
複数の地方公共団体への手続きがまとめてできます

## ◆申告書作成も簡単にできます

eLTAX用ソフトで簡単に申告書が作成できます  
市販の税務・会計ソフトのデータも使えます

## 平成21年12月14日から、さいたま市で利用できる手続き等が拡大!

### ◆既にご利用可能なもの（平成18年1月から）

法人市民税	○予定申告、確定申告、修正申告 など
固定資産税（償却資産）	○全資産申告、増加資産／減少資産申告、修正申告 など

### ◆平成21年12月14日以降ご利用可能なもの

申告 手 続 き	個人住民税	○給与支払報告書 ○特別徴収への切替届出書
		○給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
		○退職所得に係る納入申告 ○退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
		○退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書 など
事業所税	○資産割、従業者割の納付申告	
	○事業所用家屋貸付等申告 など	
届 出	法人市民税	○法人設立／設置届出書、及び異動届
	個人住民税	○特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
	事業所税	○事業所等新設／廃止申告書

eLTAXについてのお問い合わせは…

社団法人地方税電子化協議会へ

ホームページ ⇒ <http://www.eltax.jp/>

電 話 ⇒ 0570-081459（土・日・祝日・年末年始は除く、8:30～20:00）

### 市税についてのお問い合わせ

- ◆個人住民税については、 市民税課 特別徴収係 TEL.048-646-3108
- ◆法人市民税・事業所税については、 市民税課 法人・諸税係 TEL.048-829-1915
- ◆固定資産税については、 固定資産税課 家屋・償却資産係 TEL.048-829-1186

## 1. 利用届出を行う



地方税電子化協議会のホームページから、利用届出（新規）を行うと、利用者IDを取得でき、数日後に受付手続きが完了したことを示す「手続き完了通知」が届きます。

利用者IDを1つ取得すれば、複数の地方公共団体へ電子申告ができます。

## 2. eLTAX対応ソフトウェアを取得する



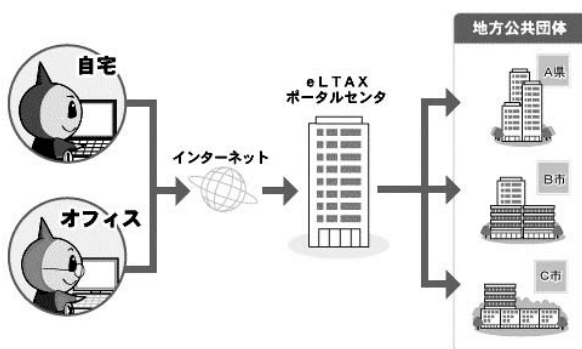
eLTAXを利用して地方税の電子申告を行うためには、申告書を作成・送信するためのeLTAX対応ソフトウェアが必要です。

申告書の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）を地方税電子化協議会のホームページから、無料で取得できます。

市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。



## 3. 電子申告を行う



PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネットで申告・届出を行うことができます。

送信された申告・届出データは、eLTAXポータルセンタで受付された後に、提出先となる地方公共団体へ送信されます。

※申告・届出データは、提出先ごとに作成する必要があります。

複数の地方公共団体へ電子申告を行う場合は、利用届出（変更）を行い、提出先の追加を行います。この利用届出（変更）も、インターネットでeLTAXポータルセンタへの送信により行うことができます。

詳しくは、eLTAXのホームページへ <http://www.eltax.jp/>